

令和6年度高齢者社会貢献活動支援事業委託仕様書（案）

1 事業の目的

高齢者社会貢献活動支援事業は、「岩手県高齢者社会貢献活動サポートセンター」（以下「センター」という。）を設置し、高齢者団体等への活動支援や情報発信などを行うことにより、高齢者の生きがいがづくりと社会貢献活動の促進を図ることを目的とする。

2 事業実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 設置場所等

センターは、いわて県民情報交流センター（アイーナ）（盛岡市盛岡駅西通一丁目7番1号）の高齢者活動交流プラザ（6階）内に設置するものとする。

4 従事者、利用時間

- (1) 従事者：利用時間内は1名以上は常駐していること。
- (2) 利用時間：9:00～16:00（土日祝日、アイーナ休館日、年末年始、休憩時間（原則、12:00～13:00）を除く。）

ただし、従事者及び利用時間については、県と協議のうえ変更することができるものとする。

5 事業内容

(1) 情報発信

ア 情報収集

市町村、市町村社会福祉協議会、老人クラブ、NPO等関係団体（以下「関係団体」という。）と連携を図り情報収集を行うものとする。

なお、必要に応じて高齢者団体等が活動する現地へ赴き、活動の様子の取材等を行うことができるものとする。また、関わった高齢者団体等とは長期的な関係を築くことができるよう努めること。

イ 情報提供

収集した情報は、内容を整理し、主にホームページ（アイーナ内の専用ホームページ）により、広く県民に発信するものとする（活動団体紹介数は18団体以上とする）。

なお、情報誌（名称：「かだる」）を年1回以上作成し、ホームページに掲載するものとする。

(2) 相談窓口の設置

高齢者の社会貢献活動に関する相談・支援を行うため、相談窓口を設置するものとする。なお、窓口寄せられた相談などから、地域ニーズや課題を把握・分析し、団体や個人の活動支援に生かすこと。

(3) 助成金に関する相談

社会貢献活動に資する各種助成金について情報を収集するとともに、相談に対し、適切な助言・支援を行うものとする。

(4) 活動団体交流会（学習会）の開催

団体間の交流やネットワーク化、課題の共有・解決に資する活動団体交流会（学習会）を2回以上（盛岡地区1回、その他地区1回以上）開催するものとする。

なお、一般の高齢者に広く社会貢献活動に関心を持ってもらえるような内容となるよう留意するとともに、参加者が固定化されることのないよう開催案内の周知方法等を工夫すること。

6 設備等

センターには、次の設備等を設けること。ただし、業務に支障がない場合には他の業務と共用することができる。

(1) 情報蓄積、管理のために必要な機器等

事務机、事務椅子、パソコン、プリンター、キャビネット、大型レターケース等

(2) 相談に必要な設備等

電話機

※回線は、センターとして登録済みの電話番号【019-606-1774】を使用すること。

7 従事者の管理等

受託者は、従事者について適正に業務管理を行うこと。

8 その他留意事項

(1) 受託者は、業務に必要な事務費等は委託料の範囲で準備すること。

(2) 業務の実施に関して必要事項及び事業内容の変更等については、その都度、県と協議すること。

(3) 事業の実施にあたっては、事業の効果を高めるため、他機関と協働して実施することも差し支えないこと。なお、この場合、事前に県と協議すること。

(4) センターにおいて、自主事業や他機関等からの受託業務を実施する等、本仕様書以外の業務を行う場合は、その都度事前に県と協議するものとする。

(5) 当該業務の従事時間数は、業務日誌等により管理するものとする。

(6) 事業の実施にあたっては、地域におけるつながりの中で、住民が持つ多様なニーズや生活課題に柔軟に対応できるよう、身近な地域における共助の取組の活性化及び地域福祉の推進に配慮すること。

(7) 受託者は、事業の実施にあたって個人情報を取り扱う場合には、次のア～カに留意すること。

ア 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項において準用する同条第1項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項（以下、「特記事項」という。）について遵守すること。

イ 当該業務において取り扱う個人情報の管理責任者及び当該業務に従事する者（以下、「受託業務従事者」という。）を指定し、県に報告すること。

ウ 利用目的以外の目的のために利用しないよう、受託事務等において取り扱う個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。

エ 個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報が紛失することがないように、受託業務従事者が直接運搬する等、運搬及び受渡しの方法について確実な措置を講ずること。

オ 特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があ

り、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合があること。
カ 個人情報の適正な取扱いを確保するため、県は、別途報告又は資料の提出を指示する場合があります、その場合、受託者は、県の指示に従うこと。

※8(7)アにおける「契約内容の特記事項」とは、別紙5において示す「個人情報取扱特記事項」のことをいいます。